

屋外広告物法第7条第4項に基づく保管及び処分公告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき、禁止物件（兵庫県屋外広告物条例第5条第1項及び2項）に表示されていた広告物等の保管について、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)2月19日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

記

保管した広告物等の種類及び数量	はり紙	はり札	立看板	広告旗	
	27	3	0	0	
保管した広告物等が表示されていた場所	仁川台、小林、光明町、亀井町、福井町、中山台				
広告物等を除却した日	令和7年2月13日				
広告物等の保管を始めた日	令和7年2月13日				
広告物等の処分をする日	令和7年2月21日				
広告物等の保管場所	宝塚市東洋町1-1				
返還を求める場合の連絡先	宝塚市役所都市整備部都市計画課 電話 0797-77-2088				